

# 山口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。
- (2) 「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な状態にある障害児をいう。
- (3) 「短期入所事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定を受けた同法第5条第8項に規定する短期入所を実施する施設をいう。

(目的)

第3条 この補助金は、県内で短期入所事業所を開設・拡充する法人が、医療的ケア児の新たな受入れ又は既存事業所の受入定員の拡大を行う際に必要となる設備整備及び備品購入等に係る経費を補助することにより、医療的ケア児を介護する家族の負担軽減のために実施される短期入所（レスパイトサービス）の環境を整備することを目的とする。

(交付の対象及び補助率等)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。  
ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。  
2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定める。

(補助事業等の変更等に係る承認の申請等)

第6条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。  
2 前項の申請書を提出する期日は、別に定める。

(実績報告)

第7条 規則第11条の報告は、別記第3号様式によらなければならない。  
2 第1項の実績報告書は、補助事業が完成した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(消費税等の仕入税額控除)

第8条 補助事業を実施する者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む）は、別記第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を返納させることができる。

(補助金の交付等)

第9条 補助事業を実施する者が、規則第12条の規定による通知を受けた後に、補助金の交付を受けようとするときは、別記第5号様式により請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

(補助金の概算払い)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、交付決定に係る補助金の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

2 補助事業を実施する者が、前項の規定による補助金の交付を受けようとするときは、別記第5号様式により請求しなければならない。

(交付の取り消し等)

第11条 知事は、規則第14条第1項に定めるもののほか、補助事業を実施する者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表

(交付の対象となる経費等)

補助対象経費	基準額	補助率
医療的ケア児の新たな受入れ又は受入定員の拡大に必要な となる施設の改修費用（新築・増築を含む）、送迎用自動 車の導入・改修費用、医療用機器等備品の購入費用	1法人あたり 6,000千円	3/4

(交付の対象とならない経費)

対象外経費
<ul style="list-style-type: none"><li>・車両購入に係る自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれらに係る消費税等）</li><li>・医療的ケア児の受入れに直接関係のない備品の購入費用（事務机、パソコン等）</li><li>・被服の購入費用（ユニフォーム、エプロン等）</li><li>・消耗品の購入費用（カテーテル、ガーゼ、おむつ等）</li></ul>

(交付額の算定方法)

補助金の交付額は、別表の基準額欄に定める額と、補助対象経費欄に定める対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、補助率欄に定める補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別記第1号様式（第5条関係）

山口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

山口県知事 殿

郵便番号  
申請者 法人住所  
ふりがな  
法人名称  
代表者氏名

山口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業を実施したいので、下記のとおり補助金を 交付されるよう、山口県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業完了予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（参考様式1）
- (2) 収支予算書（参考様式2）
- (3) 見積書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(参考様式1)

## 事業計画書

### 1 事業所の概要

事業所名	
事業所番号(※)	
事業所所在地	〒
電話番号	
開設年月日	
他の補助制度利用の有無	

※新規開設の場合、事業所番号は空欄にすること

### 2 事業の内容

事業内容			
短期入所 種別(併設型、空床型、単独型)及び定員			
現状(指定予定) 型 人	補助事業実施後 型 人		
医療的ケア児受入延べ利用者数(1年間)		医療的ケア児受入延べ日数(1年間)	
前年度 人	補助事業実施後 人	前年度 日	補助事業実施後 日

#### 【設備整備・備品購入計画】

設備整備費及び 備品購入費等の内容	単価(円) ①	数量 ②	金額(円) ①×②	用途及び整備等 の時期
計				

※行が足りない場合は追加し、全て記載すること  
補助対象経費と対象外経費は要綱第4条を確認すること

### 3 所要額調書

(単位：円)

対象経費 の支出 予定額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 C(A-B)	補助 基準額 D	補助所要額 (CとDの少な い方の額×県 補助率(3/4)) E	備考

※補助基準額(D欄)：6,000千円  
補助所要額(E欄)には、千円未満を切り捨てた額を記入すること

(参考様式2)

収支予算書

1 収入

(単位：円)

項目	予算額	備考
計		

2 支出

(単位：円)

項目	予算額	備考
計		

別記第2号様式（第6条関係）

山口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業変更承認申請書

第 号  
年 月 日

山口県知事 殿

郵便番号  
申請者 法人住所  
ふりがな  
法人名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度山口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、山口県補助金等交付規則第8条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更承認申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 事業完了予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書（参考様式1）
- (2) 収支予算書（参考様式2）
- (3) 見積書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

別記第3号様式（第7条関係）

山口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業実績報告書

第 号  
年 月 日

山口県知事 殿

郵便番号  
法人住所  
ふりがな  
法人名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度山口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業について、下記のとおり実施したので、山口県補助金等交付規則第11条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 事業実績書（参考様式3）
- (2) 収支精算書（参考様式4）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 検査調書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

(参考様式3)

### 事業実績書

#### 1 事業所の概要

事業所名	
事業所番号(※)	
事業所所在地	〒
電話番号	
開設年月日	
他の補助制度利用の有無	

#### 2 事業の内容

事業内容					
短期入所 種別(併設型、空床型、単独型)及び定員					
現状(指定予定) 型 人			補助事業実施後 型 人		
医療的ケア児受入延べ利用者数(1年間)			医療的ケア児受入延べ日数(1年間)		
前年度 人	補助事業実施後 人	前年度 日	補助事業実施後 日		

#### 【設備整備・備品購入計画】

設備整備費及び 備品購入費等の内容	単価(円) ①	数量 ②	金額(円) ①×②	用途及び整備等 の時期
計				

※行が足りない場合は追加し、全て記載すること  
補助対象経費と対象外経費は要綱第4条を確認すること

#### 3 所要額調書

(単位：円)

対象経費 の支出 (予定)額	寄付金 その他の 収入額	差引額	補 助 基 準 額	補助所要額 (CとDの少 ない方の額×県 補助率(3/4))	交 付 決 定 額	県 補 助 受入済額	差 引 過不足額
A	B	C(A-B)	D	E	F	G	H(F-G)

※補助基準額(D欄)：6,000千円  
補助所要額(E欄)には、千円未満を切り捨てた額を記入すること。

(参考様式4)

収支精算書

1 収入

(単位：円)

項目	精算額	備考
計		

2 支出

(単位：円)

項目	精算額	備考
計		

別記第4号様式（第8条関係）

山口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業補助金  
に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号  
年 月 日

山口県知事 殿

郵便番号  
法人住所  
ふりがな  
法人名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度山口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、山口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |                                       |   |   |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額                             | 金 | 円 |
|   | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）              |   |   |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額              | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額              | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）                         | 金 | 円 |
| 5 | その他                                   |   |   |
|   | （1）別紙を添付すること。                         |   |   |
|   | （2）その他参考となる書類                         |   |   |
|   | 消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。 |   |   |

別紙

山口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業補助金  
に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入控除税額 (A×B)	備考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

別記第5号様式（第9条・第10条関係）

山口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業補助金交付請求書

第 号  
年 月 日

山口県知事 殿

郵便番号  
法人住所  
ふりがな  
法人名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度山  
口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業補助金 円を精算  
払・概算払の方法により交付されるよう、山口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整  
備事業補助金交付要綱第9条・第10条の規定により請求します。

記

(単位：円)

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了 (予定)年月日	備 考